Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 168 2016年12月07日

インドネシア特許法改正施行について
～年金制度の変更点と実務上対応すべき点～

２０１６年８月２６日付で、インドネシアの改正特許法が施行となりました。
今回の法改正においては多くの点で変更が行われておりますが、実務上、緊急に対応を要するものとして年金制度の大幅な変更がございますので、取り急ぎ年金制度の改正点のみ、下記表の通りご案内申し上げます。

＜変更点＞

	改正前	改正後
①特許付与時に取るべき手続き	特許付与日から１２ヶ月後に当たる日の前日までに、出願から特許付与年度までの累積年金を納付する。	特許付与日から６ヶ月後に当たる日の前日までに、出願から特許付与年度までの累積年金＋1 年分の年金を納付する。
②特許付与時に放棄する場合に取るべき手続き	累積年金を納付した上で放棄手続きを行う。累積年金を納付しない場合には「債務」となる。	特になし。 累積年金を納付しないことにより自動的に特許は無効と見なされ、「債務」も発生しない。
③累積年金納付後の毎年の特許年金納付期限	毎年の権利期間の後に到来する特許付与応当日 （権利期間に対し後払い）	毎年の権利期間の前に到来する、出願応当日の１ヶ月前 （権利期間に対し前払い）
④特許年金を納付せず特許権を放棄する場合に取るべき手続き	特許庁に対し積極的放棄手続きを行うことが必要。 積極的放棄手続きを行っていない場合、３年連続の年金不納付によって特許権は無効と見なされるが、その３年分の年金が「債務」として残る。近年、特許庁から出願人に対し、過去の「債務」の督促状が送付される事例が多く発生。督促状は１００日間で３回送付され、納付しない場合にはインドネシア財務省に通達される。	特になし。 特許庁に対し放棄手続きは不要。 特許年金の不納付により、前年度の権利期間満了日を以て権利消滅。 年金の「債務」も発生しない。

Inserted Text is here.

＜実務上対応すべき点＞

今回の改正特許法は、２０１６年８月２６日以降に出願の案件に適用されます。

しかしながら年金に関しては、２０１６年８月２６日より前に出願のものも含め「現在存続中のすべてのインドネシア特許」に関して新法が適用され、前頁の表③の通り、納付期限が「毎年の権利期間の後に到来する特許付与応当日（権利期間に対し後払い）」から「毎年の権利期間の前に到来する、出願応当日の１ヶ月前（権利期間に対し前払い）」に変更となります。

新法の適用により、

a)納付期限が２０１６年８月２６日より前の日付に変更となる未納の年金　及び
b)納付期限が２０１６年８月２６日～１２月３０日の間に到来する未納の年金

については、経過措置として、**２０１６年１２月３０日まで**にインドネシア特許庁に納付することができます。（下記例１をご参照下さい）

この期限までに納付を行わない場合、特許権は無効となりますのでご注意下さい。

【例１】
インドネシア特許Ａ（出願日２００５年１２月１日、特許付与日２０１０年６月１日）
新法施行の時点で第１０年度年金まで納付済みの場合

	＜改正前の納付期限＞ 毎年の権利期間の後に到来する 特許付与応当日 （権利期間に対し後払い）	＜改正後の納付期限＞ 毎年の権利期間の前に到来する、 出願応当日の１ヶ月前 （権利期間に対し前払い）
第１１年度年金 （権利期間：2015/12/01～ 2016/11/30）	２０１７年６月１日	**２０１５年１１月１日** **（上記ａに該当）**※1
第１２年度年金 （権利期間：2016/12/01～ 2017/11/30）	２０１８年６月１日	**２０１６年１１月１日** **（上記ｂに該当）**※1

※1 この例の場合、第１１～１２年度年金を、２０１６年１２月３０日までにインドネシア特許庁に納付しなければなりません。

なお、旧法において特許付与された場合の累積年金（特許付与年度までの年金）「＋１年分の年金」も、この経過措置の対象となります。（次頁の例２をご参照下さい）

Inserted Text is here.

【例２】
インドネシア特許Ｂ（出願日２０１０年１０月１日）
２０１６年６月１日（新法施行前）に特許付与され、
新法施行の時点で未だ累積年金を納付していない場合

	改正前の納付期限	改正後の納付期限
累積年金（第１～６年度）	２０１７年５月３１日 （特許付与日から１２ヶ月後に当たる日の前日）	**２０１６年１１月３０日 （特許付与日から６ヶ月後に当たる日の前日） （前頁ｂに該当）**※2
第７年度年金 （権利期間：2016/10/01～2017/09/30）	２０１８年６月１日 （特許付与応当日）	

※2 この例の場合、累積年金（第１～６年度）と第７年度年金を併せて、２０１６年１２月３０日までにインドネシア特許庁に納付しなければなりません。

また、新法施行後に特許付与された場合の年金納付期限につきましては、下記の例３をご参照下さい。

【例３】
インドネシア特許Ｃ（出願日２０１０年１０月１日）
２０１６年１１月１日（新法施行後）に特許付与され、
未だ累積年金を納付していない場合

	改正前の納付期限	改正後の納付期限
累積年金（第１～７年度）	２０１７年１０月３１日 （特許付与日から１２ヶ月後に当たる日の前日）	**２０１７年４月３０日 （特許付与日から６ヶ月後に当たる日の前日までに、出願から特許付与年度までの年金＋1 年分の年金を納付）**
第８年度年金 （権利期間：2017/10/01～2018/09/30）	２０１８年１１月１日 （特許付与応当日）	
第９年度年金 （権利期間：2018/10/01～2019/09/30）	２０１９年１１月１日 （特許付与応当日）	**２０１８年９月１日 （出願応当日の１ヶ月前）**

弊社で管理している該当案件につきましては、既にお客様には個別にすべてご案内済みでございます。
年金制度の改正点のうち現時点で未だ不明な点、ならびに年金制度以外の改正点につきましては、追って弊社ウェブサイトに掲載致します。
ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

以上

（情報提供：Am Badar & Partners、Tilleke & Gibbins、Spruson & Ferguson 他）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。